

第4章 施策の展開

1 一人ひとりのつながりづくり

- 1) 地域コミュニティづくり
- 2) 地域での交流促進
- 3) 既存資源を活用した拠点づくり

具体的な取組

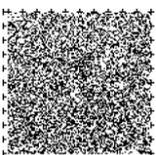
◆行政が取り組んでいくこと◆

1) 地域コミュニティづくり

自治会は、住民の最も身近な組織であり、地域住民が豊かで住みよいまちづくりをめざし、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている組織です。

しかし、本市の自治会の加入率は減少している点に加えて、小規模自治会が点在しています。そのため、住民の自治会への加入促進を図るとともに、自治会等の相互間の連携強化に取り組み、地域の課題に対応できる地域コミュニティの形成に努めます。

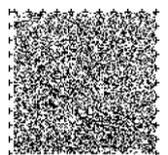
取組の方向	主な取組内容
自治会への加入促進	■自治会への加入を促進するため、勧誘・PR活動の強化を図ります。 ■自治会が未組織の地域に対して、自治会の設立や周辺地域の自治会への加入に向けた支援を行います。
自治会等の相互間の連携強化	■地域住民自らが地域の課題を解決し、安全で安心できる住みよいまちづくりを実現するため、既存の自治会等や新設された自治会の相互間の連携強化を図ります。
自治会等運営・振興助成事業の周知	■地域力の向上及び円滑な自治会等の運営を進めることを目的に、自治会等に対し助成金を支給する、「自治会等運営・振興助成事業」の周知に努めます。
地域について一緒に考えていく場づくり	■地域住民や地域福祉の担い手が、地域の課題や解決策について話し合い、地域のこれからについて一緒に考えていく場をつくります。



2) 地域での交流促進

若年層や居住年数が短い住民を中心に、近所づきあいや交流が希薄化しているなか、住民一人ひとりのつながりを深めていくため、世代間の隔たりや居住年数の長さに関係なく、多くの住民の交流が実現できるよう、交流機会の確保に努めます。

取組の方向	主な取組内容
公民館活動による交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■住民同士が出会い、ふれあうことができる機会となるよう、様々なイベントや講座等の開催を通じた公民館活動を推進します。 ■住民ニーズに対応した講座・教室の内容や開催時間等を検討し、公民館活動のさらなる充実を図ります。
イベントによる交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれあいまつりを通じて、福祉や健康づくりについて理解と関心を深めるとともに、住民同士の交流を図ります。 ■市民運動会や文化祭の開催が地域住民の交流の場となるよう、取り組んでいくとともに、一人でも多くの住民が参加してもらえるよう、新しい工夫など協議・検討します。
子どもと地域住民との交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■夏休みや冬休みを利用して、小学生または親子を対象とした多様な教室を公民館で開催することで、子どもから大人まで各世代が集う、世代間交流につなげます。
子育て世代の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■安心して出産・育児に臨めるよう、親同士の交流・友だちづくりの場として「パパママ教室（妊婦教室）」を開催します。 ■母子保健推進員^(*)が運営している、「子育てひろば あいあい」及び「マタニティ・サロン あい愛」の周知に努めます。 ■乳幼児の親同士の交流の場として、「遊びの広場」等を開催するとともに、周知に努めます。 ■家庭保育の子どもとその保護者に保育所の園庭を開放し、子育て家庭の相互交流、ふれあいの促進を図ります。 ■親子や保護者のサークル活動、あそび等の体験活動、講座の実施を通じて、子育て中の家庭に交流機会の充実を図ります。
高齢者の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の交流と介護予防を目的として、月1回、いわで御殿において「ゆったりカフェ」を開催しています。継続して、開催していくとともに、多くの高齢者が参加できるよう、積極的に周知します。
家族介護者等の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症である人の介護者や家族等が、地域で気軽に交流できる場づくりに取り組みます。

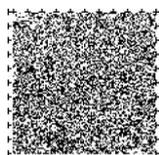


3) 既存資源を活用した拠点づくり

地域住民が気軽に集まり、活動できる場を確保することは、住民一人ひとりが自分の住む地域に関わり、住民一人ひとりのつながりを深めていくためには必要です。

そのため、既存資源を活用した地域の活動拠点づくりを進め、住民が気軽に集まれる場の充実を図ります。

取組の方向	主な取組内容
地域の活動拠点の整備	■地区集会所整備補助事業を通じ、地域住民の活動拠点となる地区集会所の整備補助を行い、市民の自主的な地域活動への参加を促します。
	■地区公民館運営事業を通じ、公民館が生涯学習を推進するための拠点として機能するよう、整備の充実を図ります。
	■児童館等において、サロン活動等の場の提供を行います。



◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- 自治会の果たす役割や重要性を理解し、加入しましょう。
- 地域でのイベントや行事に積極的に参加しましょう。
- 近隣の自治会同士、連携・協力しましょう。

取組紹介

地域住民同士の交流を実現するために！
～新田広芝第5自治会のサロン「ささゆり」「くろゆり」の取組～

新田広芝第5自治会では、5年前に地域福祉協議会のほほえみ会で学んだメンバーにより、女性向けサロン「ささゆり」と男性向けサロン「くろゆり」を運営しています。この「くろゆり」サロンは、「ささゆり」の後に結成された市内で最初の男性向けサロンです。



現在、サロン「ささゆり」は、メンバー7人で、月一回、自治会の集会所を利用して活動し、好きなことを色々おしゃべりしたり、脳トレにチャレンジしたりするなど、メンバーがやりたいと思うことに取り組んでいます。

また、サロン「くろゆり」では、メンバーの5人で、月一回のサロンの他に、自治会の美化活動や廃品回収を行い、その収益を、自治会を通して、サロンや青少年育成市民会議の地区育成会の活動に分配しています。

これらのサロンは、歩いていける場所にあり、気軽に行くことができ、気分転換できる場所であるとともに、地域の人と交流できる場所として機能しています。

これからも一人でも多くの参加者が増えるよう、活動の充実を図っていきます。



自助

サロンに参加してみよう！
周りの人に声かけてみよう！



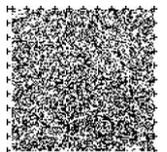
互助・共助

地域福祉協議会や社会福祉協議会等と連携して、
サロン活動をはじめてみよう！



公助

地域でサロン活動するための場を提供します。



2 住民同士が「支え合い、助け合う」関係づくり

- 1) 地域で活動するきっかけづくり
- 2) 声かけ・見守り体制の充実
- 3) 地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

具体的な取組

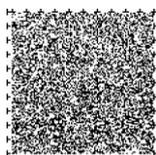
◆行政が取り組んでいくこと◆

1) 地域で活動するきっかけづくり

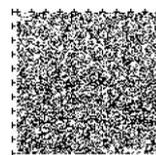
住民一人ひとりが住んでいる地域に興味・関心を持ってもらえるよう、福祉教育をはじめ、福祉や地域について共に考えていく場づくり等を通じて、意識づくりを行います。

また、住民が一步踏み出して地域活動やボランティア活動等に参加できるよう、様々な分野やライフステージ^(*)に応じた活動のきっかけや場づくりを、関係機関と連携を図りながら進めます。

取組の方向	主な取組内容
福祉の意識づくり	■市内の小・中学校において、福祉教育や介護・福祉体験事業の推進を図ります。また、生涯学習活動等、あらゆる機会を通じて、住民の福祉意識を育むための取組を進めます。
地域福祉を考える機会の提供	■地域福祉についての知識と関心が深まるよう、講演会や講座等を開催します。
地域活動やボランティア活動の促進	■多くの住民の地域活動やボランティアに対する理解と関心が深まるよう、活動を促進するための基盤づくりを進めることを目的に、社会福祉協議会が開催する講座や研修等に関する情報提供の支援を行います。 ■住んでいる地域や福祉に興味・関心を持ってもらえるよう、広報紙等を活用して、ボランティア活動や地域福祉活動の紹介など、情報提供に努めます。



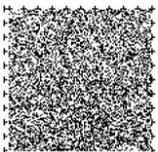
取組の方向	主な取組内容
地域を支える担い手の発掘・育成	<p>■ 認知症に対する正しい理解や知識が広まるよう、認知症の人やその家族を支援するボランティアを養成するための認知症サポーター^(*)養成講座を継続して開催します。</p> <p>■ 子どもの保育所等への送迎や一時預かり等を地域の会員間で相互に助け合う、ファミリー・サポート・センター（『そらまめサポート』）のスタッフ会員を養成するための講座を開催するとともに、研修を通じてスタッフ会員の資質向上を図ります。</p> <p>■ 市民の手話に対する関心を高め、身近な地域の中に手話のできる人を増やしていくため、手話奉仕員の養成講座を開催します。</p>
高齢者による助け合い活動の推進	<p>■ 日常生活に不安を感じる高齢者等を地域で支えていくため、元気な高齢者が培ってきた経験や得意分野の能力を活かすことができるよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者等による地域の助け合い活動を推進します。</p>



2) 声かけ・見守り体制の充実

住民の誰一人も地域で孤立しないことをめざし、隣近所や民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者など、それぞれの活動、各地域の実情に応じた重層的な声かけや見守り、安否確認等を行う体制の充実を図ります。

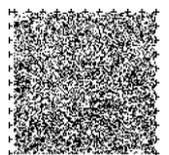
取組の方向	主な取組内容
声かけの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常の生活の中で困った時に隣近所で助け合うことができるよう、近隣の人との良好な人間関係を築くための声かけを推進します。 ■ 各小学校区において、登下校時に地域住民、教員、青少年育成市民会議等の各種団体が通学路に立ち、児童・生徒に声かけを行うとともに、犯罪や事故に巻き込まれることがないように、見守っていく「あいさつ運動」（声かけ）を推進します。
見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者等の地域での孤立を防ぐため、民生委員・児童委員等をはじめ、新聞販売や宅配事業者等の民間事業者等との連携により、さりげない見守りを行い、見守り活動の充実を図ります。 <p>また、年1回、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に実態調査を行い、見守りが必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげます。</p>
認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症になっても、地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、徘徊の可能性のある高齢者の情報を事前に登録し、市内の様々な機関等の協力によって早期発見するネットワークシステム「認知症高齢者等徘徊ネットワーク^(*)」を構築します。徘徊高齢者を早期発見できるよう、関係機関との協力体制を整備していくとともに、住民、民生委員・児童委員、高齢者を支援する関係者等への周知に努めます。
地域見守り協力員制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域でのさりげない見守りや声かけ等の福祉活動を行うボランティアである、地域見守り協力員が、見守り活動中に、支援が必要な高齢者や育児不安を抱えた人、虐待が疑われる情報等を得た際、速やかに民生委員・児童委員を通じて関係機関に連絡し、適切な支援につなげます。 ■ 平成27年8月現在、協力員は16名であり、民生委員・児童委員と連携した見守り活動を継続して実施していけるよう、協力員の確保に努めます。



3) 地域福祉活動を行っている団体・組織、NPO等への活動支援

地域福祉の取組を行っている様々な団体・組織、NPO等について、それらの団体等が置かれている状況やニーズ等を十分に把握し、運営や活動への支援を進めます。

取組の方向	主な取組内容
民生委員・児童委員への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員・児童委員が今後も地域において相談支援活動やニーズの把握が行えるよう、研修会の開催や情報提供・情報共有を進め、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組みます。 ■ 民生委員・児童委員に対して、継続して研修会参加への呼びかけを行い、資質の向上に努めます。
社会福祉協議会との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会福祉協議会の各種活動への支援を進めることともに、社会福祉協議会が地域福祉を推進する中心的な役割を果たすことができるよう、環境づくりに努めます。
地域福祉協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉を推進するために設立した、地域住民の自主的な組織である地域福祉協議会の活動が活性化されるよう、社会福祉協議会と連携を図りながら支援の充実に努めます。
子育てサークルへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域で活動する子育てサークルに対し、情報交換や交流、子育て支援活動等のための場の提供など、活動への支援の充実に努めます。 ■ 広報紙やウェブサイト等を通じて、子育てサークルの紹介を積極的に行います。
ボランティア団体・組織、NPO等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会等はもちろんのこと、地域における新たな課題に対応する様々なボランティア団体やNPO等との連携を図り、情報提供や活動場所の提供など、活動の活性化に向けた支援を行います。 ■ 福祉や教育、まちづくりや文化・芸術、スポーツ、環境保全や防災、防犯、災害援助活動など、様々な分野での活動が期待されるボランティア団体やNPO法人の設立を支援します。
個人情報の有効活用の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域福祉の推進に必要な個人情報の活用方法などについて検討を進め、関係機関等との個人情報の共有など、地域福祉活動で個人情報が適正かつ有効に活用されるよう体制づくりを進めます。



◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- 地域の情報に興味や関心を持ち、地域への理解を深めましょう。
- 声かけ、あいさつを積極的にしましょう。
- 民生委員・児童委員を中心に、見守り活動の充実を図りましょう。

取組紹介

地域住民同士の助け合い、支え合いを実現するために！
～手話サークル「つばさ」の取組～

手話サークル「つばさ」は、すべての人々が手話を通してお互いの理解と親睦を深めることを目的に創設されました。

「つばさ」は、メンバーにとって、手話を通して色々勉強できる楽しい場所であり、障害に関係なく、人との出会いの場、仲間づくりの場となっています。

みんなに「行きたいなあ」と思ってもらえるサークルをめざし、サークル活動に取り組んでいきます。



【白百山ハイクにて】



【防災研修会にて】



自助

手話について勉強してみよう！
友だちに声かけてみよう！



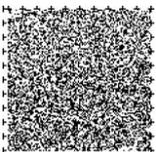
互助・共助

災害時に聴覚障害がある人にきちんと
情報が行き渡るよう、日頃から関係者・
機関と連携を図ろう！



公助

手話に対する理解の促進及び手話の普及
に取り組みます。



地域住民同士の助け合い、支え合いを実現するために！
～地域福祉協議会の取組～

地域福祉協議会は、孤立化・孤立死、買い物難民問題といった高齢者問題、育児不安や障害理解への遅れなど、公的施策だけでは対応が困難な福祉問題・生活問題を自分たちの力で改善していこうとする市民の会です。

市民に加え、民生委員・児童委員、相談機関や高齢者施設などの福祉関係者が、身近な問題を掘り起こし、改善・解決に向けた協議・実践を進めていくことで、地域に対し時代と地域にあった「住民同士の支え合いの仕組み」を提案しています。

地域福祉協議会では、いきがい部会、障害部会、広報部会の3つの部会に分かれてそれぞれ取組を進めています。

いきがい部会では、高齢者が自分で歩いて参加できる範囲で、より多くの方々にふれあいいきいきサロンを始めてもらえるよう、岩出、山崎、上岩出の3地区で、ふれあいいきいきサロンを知ってもらうための活動「ほほえみ会」を開催しています。



【いきがい部会の風景】



【ほほえみ会の風景】

障害部会では、障害理解のための講演会をはじめ、地域と当事者の交流活動などを行っています。



【障害部会・講演会の風景】



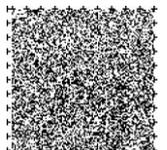
【障害部会・交流活動の風景】

広報部会では、社会福祉協議会広報紙「福祉いわで」等を通じた各部会が取り組んでいる様々な取組の広報・啓発活動や地域福祉啓発のための講演会を開催しています。

引き続き、地域の実情に合わせながら、地域福祉協議会の活性化を図り、住民同士の支え合いを進めていきます。



【広報部会の風景】





自助

地域福祉協議会主催の各種講演会に参加してみよう！



互助・共助

地域福祉協議会と連携しよう！



公助

活動の活性化に向け、地域福祉協議会と連携を図りながら支援します。

取組紹介

地域住民同士の助け合い、支え合いを実現するために！ ～岩出市青少年育成市民会議による「あいさつ運動」の取組～

岩出市青少年育成市民会議は、青少年問題の持つ重要性を踏まえ、広く市民の総意を結集し、青少年の健全な育成を図ることを目的に活動している団体です。

年間を通じて、自主防犯パトロール隊や青色防犯パトロール隊、子ども安全パトロール隊、街頭指導（青色パトロール）、岩出駅周辺環境浄化パトロールなど、様々な活動に取り組んでいます。



また、登校時の「あいさつ運動」とともに、下校時の「見守り活動」を各小学校区で実施しています。

これからも、家庭、学校、地域、行政と協働で青少年健全育成の推進を図っていきます。



自助

積極的にあいさつしよう！



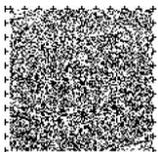
互助・共助

家庭や学校、行政、青少年関係団体と一体となって、青少年健全育成に取り組んでいこう！



公助

活動の活性化に向けた支援を行います。



3 安全で安心して生活できるまちづくり

- 1) 相談支援・情報提供の充実
- 2) 福祉サービスの利用促進と質の向上
- 3) 生活困窮者の自立支援の推進
- 4) 生活環境の充実
- 5) 防災・防犯・交通安全対策の推進

具体的な取組

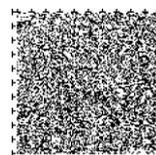
◆行政が取り組んでいくこと◆

1) 相談支援・情報提供の充実

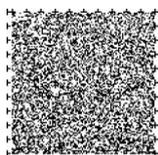
すべての住民が安心して生活を送ることができるよう、相談窓口の周知を行うとともに、それぞれの抱える生活課題に迅速に対応できる、地域での身近な相談窓口や専門の相談窓口の相談機能の充実を図ります。

また、誰もが必要な情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。

取組の方向	主な取組内容
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもから大人まで誰でも身近な地域で必要な相談が気軽に受けられるよう、相談窓口の周知、情報提供を行います。
相談窓口の対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■行政やサービス提供機関における相談窓口において、福祉サービスに関する様々な相談や苦情などを受け付け、迅速かつ適切に対応するなど、サービスを円滑に利用できるよう、相談対応の充実に努めます。
地域における身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■身近な地域で複雑・多様化する市民の相談に対応するため、民生委員・児童委員の活動を支援します。 ■生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたり、子育てに関する情報を提供したりするなど、地域で孤立しないよう、支援を行います。 ■地域における母子保健事業に積極的に協力し、行政とのパイプ役として、また、身近な相談者として活動する母子保健推進員活動の支援を行います。



取組の方向	主な取組内容
地域における身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者支援員が中心となり、子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用にあたっての情報収集、提供、相談、利用支援を行います。 ■妊娠、出産、育児に対して特に孤立感や不安感等のある家庭に対し、訪問支援員が育児・家事援助や相談など、家庭での安定した養育環境を整えるための支援を行います。 ■障害のある人の身近な相談窓口である、身体障害者相談員、知的障害者相談員について、広報紙等に内容を掲載するなど、周知します。 ■人権が尊重される社会をめざし、人権擁護委員による人権相談の周知・啓発を行います。
専門の相談窓口の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護や介護予防、福祉、医療など総合的な相談に応じ、適切なサービスや制度の利用等、関係機関につなげる支援を行います。 ■岩出障害児者相談・支援センター^(*)において、障害児者の総合的な相談に応じ、福祉制度や福祉サービスについての情報が提供され、必要な支援が受けられるよう、関係機関につなげ、自立に向けた支援を行います。 ■子育てや家族内の問題（育児や家庭、学校、子どもの虐待、DV等の悩み）についての相談を面談、電話で行います。 ■保健師及び栄養士による身長・体重の計測の実施とともに、発達や離乳食などについて、面談・電話による育児相談を行います。 ■子どもの成長・発達について、発達相談員及び理学療法士による発達相談を継続して行います。
ひきこもり等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■和歌山県ひきこもり地域支援センター及び保健所等と連携を図りながら、相談窓口の周知・啓発に取り組むとともに、社会参加等、ひきこもり者とその家族に対する支援の充実を図ります。
市政懇談会の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ■市政懇談会において、行政の施策や情報の提供を行うとともに、地域住民からの意見や要望等を収集し、市政に反映していきます。 ■市政懇談会に参加する自治会等が固定化しているため、新興住宅の自治会等の参加促進に努めます。
子育てに関する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠・出産・育児・しつけ・家庭教育など「子育て」に関する様々な資料を集めた子育て支援コーナーを総合保健福祉センター図書室内に設置するとともに、子育て関係機関や団体等が作成した各種パンフレット・イベントチラシを設置し、情報提供を行います。 ■子育て応援サイトを開設し、子育てに関する様々な情報を総合的に提供します。



取組の方向	主な取組内容
既存の情報媒体等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■市民が必要とする行政情報について、広報紙やウェブサイト、SNS^(*)等の各種情報伝達手段を効果的に活用し、誰でも容易に得られるように努めます。
情報のアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ■情報のアクセシビリティ^(*)は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」において、障害のある人に対する合理的配慮^(*)を的確に行うための環境整備として位置づけられました。行政等が発信する各種情報において、文字や色、形などに配慮した紙面づくりに取り組むとともに、音声による情報提供を行います。 ■障害の有無に関係なく、誰でも容易に利用できるよう、ウェブアクセシビリティ^(*)に配慮したウェブサイト作成に取り組めます。 ■意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、社会参加の推進を図ります。また、緊急時等に対応できるよう、人員の確保に努めます。

2) 福祉サービスの利用促進と質の向上

支援を必要とするすべての住民の福祉サービスの利用促進が図られるよう、様々な媒体や機会を活用した福祉サービスの周知・啓発や情報提供を進めていくとともに、福祉サービスの質の確保と向上に努めます。

取組の方向	主な取組内容
福祉サービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ■支援を必要とするすべての住民が、福祉サービスを有効かつ効果的に活用できるよう、様々な媒体や機会を活用し、福祉サービスの周知・啓発や利用に関する情報提供などを進めます。
福祉サービス利用者の苦情解決のための対応	<ul style="list-style-type: none"> ■誰でも安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス等に関する苦情に迅速、適切に対応するとともに、苦情を解決するための機関や仕組みについて、利用者への周知を図ります。
福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉サービスの質を高めるとともに、適切なサービス提供を図るため、サービス事業者の第三者評価^(*)や自己評価制度の実施を働きかけます。 ■福祉サービスに関わる従事者のスキルアップを図るため、各種研修や情報交換の充実に努めます。
地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域で高齢者を支援する関係者が集まり、地域の課題や問題について検討することで、相互理解を促し、顔の見える関係づくりを進めます。



取組の方向	主な取組内容
那賀圏域障害児・者自立支援協議会との連携強化	■障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、障害者福祉に係る関係機関等が情報共有し、地域課題の解決に向けた協議を行う、自立支援協議会との連携強化に努めます。

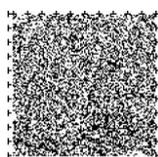
3) 生活困窮者の自立支援の推進

社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が増加しており、生活保護に至る前の生活困窮者への支援が急務となっています。

生活困窮者の早期発見・情報把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づいた生活困窮者の自立支援の促進を図ります。

また、生活保護世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する取組を進めます。

取組の方向	主な取組内容
生活困窮者の早期発見・把握	■生活困窮者は、社会的に孤立し自ら支援を求めることが困難な場合が多いため、民生委員・児童委員等と連携を図りながら、その対象となり得る人の早期の情報把握に努めます。
生活困窮者の自立支援策の推進	■生活困窮者自立支援法に基づき、経済的な理由等で生活に困っている人からの相談を受け付け、地域で自立した生活が営めるよう、支援プランを作成し、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。 ■離職などにより居住を失った人、または失うおそれの高い人に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給することで、生活の土台となる居住を整えた上で、就職に向けた支援を行います。
子どもの貧困 ^(*) 問題への取組の推進	■ひとり親など、大人ひとりで子どもを養育している家庭で特に経済的に困窮している実態がうかがえることから、ひとり親家庭の暮らしや生活に関する相談に応じ、各関係機関と連携を図りながらひとり親家庭の支援を行います。その他、ひとり親家庭の就労や福祉資金貸付の相談及びひとり親家庭への情報提供を行います。 ■子どもたちが変化の激しい社会の中で主体的に生き抜いていくことができるよう、きめ細かな指導の充実を図り、自ら学ぶ意欲と確かな学力の定着に努めます。



4) 生活環境の充実

すべての住民が安全で安心して生活を送ることができるよう、市内の公共施設や道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進するとともに、移動手段の確保に努めます。

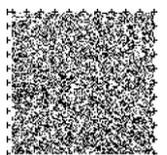
また、地域全体でモラル・マナーの啓発を図り、一人ひとりの意識向上に取り組みます。

取組の方向	主な取組内容
安全で円滑な移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■日常生活や社会参加における利便性が向上するよう、関係機関と連携を図りながら、生活交通の確保に向けた検討を行うとともに、既存の路線バス・市内巡回バスの周知に取り組みます。
公共施設や道路環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、新設、改修する際には、ユニバーサルデザインを推進します。 ■既存道路の歩道設置や交差点の改良等を行い、歩行者の安全確保を図ります。
子どもが安心して遊べる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもたちが自由に遊べ、安全に過ごし、自然や地域住民と触れあうことのできる遊び場として活用されるよう、各公園等の整備の充実を図ります。
モラル・マナーの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■地域で安心して暮らしていく上で必要な基本的なルールやモラル・マナーなどをわかりやすく啓発し、正しい理解の普及に取り組みます。

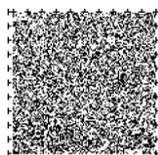
5) 防災・防犯・交通安全対策の推進

住民を災害や犯罪等から守るため、地域において、防災や防犯、消費者被害防止の取組や安全対策の充実を図ります。

取組の方向	主な取組内容
防災意識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ■防災意識の高揚を図るため、防災訓練や防災に関する知識の普及・啓発を継続的にを行います。 ■市内の各中学校において中学3年生を対象に、災害対応能力を身につけ、家庭、学校、地域において被害を最小限に抑えることができるよう“ジュニアリーダー”を育成するための講座を実施します。
自主防災組織の設立促進	<ul style="list-style-type: none"> ■自治会等に対して、自主防災組織の必要性の啓発を行い、自主防災組織率の向上に努めます。
災害時要援護者への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■災害が発生した際に、ひとり暮らし高齢者や障害のある人など、手助けを必要とする人に対して、行政、自治会等、自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣の人など地域が連携して支援を行う、災害時要援護者支援制度の周知を行います。 ■災害発生時の名簿の定期的な更新を行い、要援護者から情報提供のための同意書取得に取り組み、個別支援計画^(*)の推進を図ります。



取組の方向	主な取組内容
災害時要援護者への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民生委員・児童委員等の避難支援協力者による要援護者の情報共有、日常的な声かけや見守り等を通じて、災害時の避難体制の強化を進めます。
円滑な避難所運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「岩出市避難所運営マニュアル」に基づきながら、高齢者、障害のある人、女性や子どもなどに配慮された避難所運営の強化に努めます。 ■ 災害発生時に、高齢者や障害のある人等支援を必要とする人の安心を確保するため、災害時の「福祉避難所^(*)」として協定を結んだ法人との連携強化に努めるとともに、地区公民館を福祉避難所に適した改修を行う等により、受入先の充実を図ります。
防犯灯の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治会等の申請に基づき、防犯灯の新設及び器具交換に対する支援と市管理防犯灯の維持管理を行い、夜間における市民の安全と防犯に努めます。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分の身は自分で守るという意識を強めるとともに、地域住民にも自主防犯意識を促し、地域の安全を確保する一環として地域ぐるみによる地域安全対策を推進します。また、子どもを犯罪被害から守り保護するため、趣旨に賛同した家に「きしゅう君の家」としてステッカーを貼り、緊急時に子どもが助けを求めることができ、子どもの安全を確保するとともに、子どもたちの安全・安心な環境づくりを推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岩出市子ども安全パトロール隊によって、登下校時間帯に通学路に立って児童・生徒に声かけを行うとともに、啓発ボードを自転車カゴ等に取り付け巡回し、犯罪や事故に巻き込まれることがないよう見守り活動を推進します。また、街頭指導・パトロールを実施し、青少年の非行防止など子どもを守る活動の強化に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質訪問販売、空き巣などが増加していることから、関係機関と連携し、積極的な防犯啓発に取り組みます。
消費者被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消費者と事業者との間の消費生活トラブルについて、消費者保護の観点から、消費生活相談員^(*)による消費生活相談窓口を開設するとともに、情報提供や啓発講座の開催を行います。 ■ 市イベント等の参加者にチラシや啓発物資を配布し、効果的な啓発活動に取り組みます。



取組の方向	主な取組内容
交通安全の推進	■子どもたちを交通事故から守るため、警察、自治会等、学校などの関係機関等と連携し、協力体制の強化を図ります。
	■高齢者による交通事故を防止するため、ふれあい学級やときめき交通大学において、交通安全教室を開催するなど、交通安全の啓発や教育に努めます。
	■児童・生徒の通学時の安全を確保するため、関係機関と連携を図り、通学路の整備を進めます。

◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- ひとりで悩まず、相談窓口を活用しましょう。
- モラルやマナーにそった行動を心がけましょう。
- 避難場所や防災設備を確認しておきましょう。
- 地域みんなで防災・防犯対策に取り組みましょう。

取組紹介

地域での安全、安心した暮らしを実現するために！
～ボランティア団体「わだち会」の取組～

わだち会は、平成 15 年に地域住民の有志で結成されました。現在、30～60 歳代の 15 人で活動しています。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という思いを持った住民が集まり、青色回転灯装着車両によるパトロールをはじめ、毎月2回の夜間パトロール、市内各地での通学路でのパトロール等を行い、青少年の健全育成や子どもの安全確保に向けた取組を行っています。

わだち会は、岩出市が誰もが安心して暮らせる「故郷」になることを願って、活動をこれからも続けていきます。



自助

私も是非、参加してみたい！



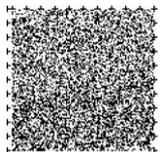
互助・共助

自分たちの地域でもパトロールしたら、もっと安心して暮らせるよね！



公助

取組の活性化に向けた支援を行います。



取組紹介

地域での安全、安心した暮らしを実現するために！ ～自主防災組織の取組～

岩出市では、平成28年2月現在で50組織の自主防災組織が設立されています。「自分の命は自分で守る『自助』」、「自分たちの地域は自分たちで守る『共助』」は、自主防災組織が担うべき活動の中核であることから、平常時から防災活動を行っています。

主な活動内容として、放水訓練、初期消火訓練、消火栓取扱訓練、普通救命講習、避難訓練、炊き出し訓練等を行っています。

もしものときのために、防災活動を踏まえ防災意識の高揚を図っていきます。



【放水訓練の風景】



【消火栓取扱訓練の風景】



【炊き出し訓練の風景】



【普通救命訓練の風景】



自助

自分の命は自分で守ろう！



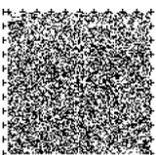
互助・共助

自分たちの地域は自分たちで守ろう！



公助

自主防災組織の必要性の啓発に努めます。



4 人権を尊重したまちづくり

- 1) 人権教育・啓発の推進
- 2) 権利擁護や虐待防止に向けた取組の推進
- 3) 男女共同参画の推進

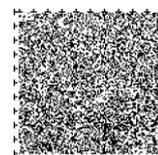
具体的な取組

◆行政が取り組んでいくこと◆

1) 人権教育・啓発の推進

住民がそれぞれの多様性を認め合い、一人ひとりの人権を尊重し、共に支え合うことができる社会の実現をめざし、子どもから大人まで様々なライフステージに応じた人権教育・啓発を進めます。

取組の方向	主な取組内容
人権に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■市民を対象に、高齢者や障害のある人、子ども、女性などの人権について理解を深め、様々な人権課題に対する意識向上のための講演会等を関係課と協力して実施します。 ■人権に関するリーフレットの全戸配布や、街頭・イベント等で啓発活動を実施するなど、効果的な啓発に取り組みます。 ■生活の中にある身近な人権について理解を深めるため、人権を考えるつどいや地区別人権学習会を開催するとともに、各種団体の長や教育関係者、議会議員が対象の人権教育啓発指導者研修会を継続して実施します。 ■小・中学校において、人権を考える強調月間を中心に、様々な人権問題を正しく理解し、認識を深めるための教育に取り組みます。 ■市職員の人権意識の高揚を図るため、全職員を対象に継続して研修を実施します。
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■小・中学生を対象に、人権作文や人権ポスターの募集等、関係機関と連携を図りながら、人権教育の充実を図ります。
障害者差別解消に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 28 年 4 月から、障害を理由に差別的扱いや権利侵害をしてはいけないことや、社会的障壁^(*)を取り除くための合理的配慮の必要性などが定められた「障害者差別解消法」が施行されます。障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めるとともに、広く市民への周知・啓発を行います。



2) 権利擁護や虐待防止に向けた取組の推進

判断能力が十分でない人等の権利が守られ、その人らしく生活できるよう、権利擁護^(*)に関する取組を推進します。

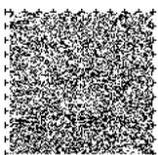
また、児童、高齢者、障害のある人への虐待等の防止、早期発見・早期対応等に向けた取組を推進します。

取組の方向	主な取組内容
成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・促進	■成年後見制度 ^(*) の利用支援や、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業 ^(*) の周知・啓発に努めます。
虐待に対する理解の普及・啓発	■児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の趣旨を踏まえ、虐待に対する正しい理解を図ることができるよう、市民への周知・啓発を行います。
高齢者虐待防止のネットワークの構築	■地域における保健・医療・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発をはじめ、相談体制の整備や関係職員の研修など、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取組を推進します。
児童虐待防止ネットワーク体制の充実	■要保護児童対策地域協議会「岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議 ^(*) 」を中心に、関係機関相互の密接な体制づくりを行うとともに、連携を図り、児童虐待の早期発見・防止に努めます。
障害者虐待防止センターの充実強化	■障害者虐待防止法に基づいて福祉課内に設置した「障害者虐待防止センター ^(*) 」において、障害者虐待に関する通報、相談を受け付け、虐待の恐れのある障害のある人及び養護者に対する支援を行います。

3) 男女共同参画の推進

地域における様々な活動において、性別や年齢等により役割を固定化されることがなく、自分の持つ能力を十分に発揮できるよう、広報・啓発活動を通じ、男女共同参画の推進を図ります。

取組の方向	主な取組内容
男女共同参画の推進	■住民が、性別による固定的な役割分担意識や慣習にとらわれず、地域における様々な活動を主体的に選択できるよう、男女共同参画プランに基づきながら、広報・啓発活動に取り組みます。



◆住民や地域で取り組んでほしいこと◆

- 人権に関する学習会や講演会に積極的に参加しましょう。
- 性別や障害に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。

取組紹介

一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するために！
～岩出市男女共同参画推進委員会「ほっとけーき」の取組～

岩出市男女共同参画推進委員会は、平成16年度から活動をスタートし、従来の「男らしく、女らしく」にかかわらず、自分らしく生きていける男女共同参画社会について、理解、認識してもらうために、市民目線を大切に活動しています。

平成23年3月には、たくさんの人に参加してもらいやすいよう、また、トッピングや味付け次第で個性が出るホットケーキのように、人間も同じ、「一人ひとりとは違うけれど、みんなそれぞれ素敵」というメッセージを込めて、愛称が「ほっとけーき」となりました。

メンバー構成はほぼ男女同数で、岩出市男女共同参画推進講座の企画・運営をはじめ、市のイベントなどで啓発活動を行っています。また、活動を通じて、経験や年齢、性別も異なる地域の人々との新たなつながりを深めるとともに、多くの子どもたちとの触れ合いを重ねています。

今後も、活動の幅を広げるため、他団体との交流や連携を進め、市民協働で、岩出市が男女共同参画のまちになるよう、地域との連携を図っていきます。



【メンバーで集合写真】



【岩出市男女共同参画推進講座の風景】



自助

自己啓発のためにも、是非、参加してみたい！



互助・共助

暴力による解決ではなく、話し合い、相手を尊重することを大切にしていこう！



公助

男女共同参画の推進に向けた取組を全庁で実施します。

